

KSN 通信 VOL.169

こんにちは。いつも弊社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

月の表面は、「レゴリス」という土に覆われています。これは小さな隕石が絶えず衝突したことで形成された緩い塵状の堆積物で、先日アメリカの研究チームが、1969年から1972年にかけてアポロ11号、12号、17号により採取されたレゴリスを使って植物を栽培することに初めて成功したと発表しました。しかし、レゴリスで育った植物は生長が遅く大きさにばらつきがあるものもあり、塩、金属、活性酸素種などに晒された植物にみられるストレスの兆候を示したそうです。今回の結果について研究チームは「月で植物を育てる最初の一步を踏み出した」としています。現在はアポロ計画の後継となる新たな「アルテミス計画」において、人が月で持続的に活動することを目指しており、月面に探査車や発電設備、滞在設備を配置する計画が進められているそうです。

■ KSN からのお知らせ

■ 第19回定時株主総会を開催いたしました

令和4年5月30日（月）午後1時より、弊社にて第19回定時株主総会を開催いたしました。すべての決議事項に関しまして、原案通り承認可決されました。

様々な外的要因により国内外で厳しい情勢が続いておりますが、グループ会社一丸となってお客様のご要望にお応えできるよう精励いたす所存でございますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



■ 環境ニュース

■ ほう素等に係る暫定排水基準の改正省令の公布

環境省より、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が公布され、令和4年7月1日（金）から施行することが発表されました。

水質汚濁防止法によるほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、平成13年7月に一般排水基準を設定した際に、この基準に直ちに対応することが困難な40業種について、3年の期限を設けて暫定排水基準を設定しました。その後、順次暫定排水基準の見直しを実施し、現在は11業種について暫定排水基準を設定しています。この省令は、現行の暫定措置が令和4年6月30日（木）をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される排水基準について定めるものです。現行の暫定排水基準が適用されている11業種のうち10業種については、一部の基準値を強化しつつ暫定排水基準の適用期間を延長することとし、延長後の適用期間は、旅館業及び下水道業については当分の間、その他の8業種については令和7年6月30日までとされています（他1業種（酸化コバルト製造業）は一般排水基準へ移行）。

発行元：株式会社関西再資源ネットワーク

〒592-8331

大阪府堺市西区築港新町4丁2番5

TEL：072-320-9001（代表）

FAX：072-320-9004